

確定申告が必要な方(例)

昨年1年間に所得があり、次に該当する方です。

(1)平成26年分の事業所得や不動産所得などの各種所得金額の合計額が扶養控除、基礎控除、そのほかの所得控除の合計額を超える方

(2)給与と所得のある方で
①給与の年収が2000万円を超える方

②給与を1カ所から受けていて、給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える方

③給与を2カ所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を

超える方

確定申告をすれば税金が戻る方(例)

平成26年分の所得税及び復興特別所得税について、源泉徴収された税金が納め過ぎになっている方は、還付を受けるための申告(還付申告)ができます。

(1)給与所得者で医療費控除・住宅借入金等特別控除などを受けることができる方

(2)平成26年に中途で退職した後就職しなかった方で、年末調整を受けなかった方

(3)公的年金等の収入が400万円以下ではあるが、源泉徴収をされており、医療費控除等の申告をすると、所得税が戻る方

確定申告書が作成(検算)できます

国税庁のホームページで所得税及び復興特別所得税の確定申告書が作成(検算)できます。

また、作成した申告情報を利用して電子申告(e-Tax)をすることもできます。

くわしくは国税庁ホームページをご覧ください。

<http://www.nta.go.jp/>

※電子申告の際は、電子証明書(有効期限3年)が必要です。期限切れにご注意ください。e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をすると下記の利点があります。

- 1 添付書類の提出または提示を省略できます。
- 2 還付金を早く受け取ることができます。

※税金の還付を受ける場合は、預金口座への振込となります。口座番号等の分かるものを用意してください。

納付期限および振替納税のお勧め

所得税及び復興特別所得税の納税は、便利な口座振替をお勧めします。

依頼書に預金口座番号を記入し、預金届出印を押印のうえ提出してください。

◆納付期限(口座振替以外)
3月16日(月)

◆口座振替日 4月20日(月)

◆提出先

茂原税務署または金融機関

◆提出期限 3月16日(月)

税 理士が行う無料申告相談

税理士記念日事業として、経験豊富な税理士が無料で相談に応じます。

◆相談日 2月23日(月)

◆時間 9時30分～12時、13時～16時

◆場所 市役所市民室

◆問合せ

千葉県税理士会茂原支部

☎7372(平日午前のみ)

青色申告と税務相談

茂原市青色申告推進協議会では、次の期間に青色申告の普及と税務相談を行いますので、ご利用ください。

◆期間

2月10日(火)～3月13日(金)

(土・日および祝日は除く)

◆時間 9時～11時30分、13時～15時30分

◆場所

茂原青色申告会館(茂原市道表12番地)

◆問合せ

茂原税務署管内青色申告会

☎231273

市・県民税の申告について

確定申告していなかった控除などがあれば、市・県民税の申告をすることで、市・県民税の額が減額になる場合があります。

また、収入のない方でも、国民健康保険税や後期高齢者医療制度の軽減措置、税関係証明書の発行、各種福祉関係の所得判定等の基礎資料となりますので、申告書の裏面に

該当事項を記入のうえ申告してください(同居親族の扶養になっている方は除く。ただし、年金支払報告書だけで扶養になっている方は、申告が必要です)。

確定申告は必要ないが、市・県民税の申告が必要な方(例)

今年の1月1日現在、市内に居住し、次に該当する方です。

(1)給与所得者で会社から市役所へ給与支払報告書が提出されていない方

(2)事業所得者などで所得税及び復興特別所得税がからまない方

(3)給与等の支払いを受けていて、給与所得以外の所得の合計金額が20万円以下の方

(4)扶養になっっている方で、パートや内職などの収入がある方

(5)公的年金などの受給者で、市役所へ公的年金等支払報告書が提出されていない方

(6)公的年金の収入が400万円以下で、それ以外に20万円以下の所得がある、もしくは、扶養などの各種控除の申告が必要な方